

第六回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第二十号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 大村 清一君

理事石田 博英君 理事今村 忠助君

理事佐々木秀世君 理事福永 健司君

理事山本 猛夫君 理事推熊 三郎君

理事神山 茂夫君 理事坪川 信三君

江崎 直澄君 大橋 武夫君

岡延右エ門君 岡西 明貞君

倉石 忠雄君 田中 元君

田淵 光一君 塚原 俊郎君

浅沼稻次郎君 松井 政吉君

岡田 直君 長谷川四郎君

土橋 一吉君 島田 末信君

竹山祐太郎君 玉井 祐吉君

委員外の出席者

議長 幣原喜重郎君

副議長 岩本 信行君

議員 金子與重郎君

議員 山手 満男君

議員 岡田 春夫君

議員 佐竹 晴記君

議員 浦口 鉄男君

議員 北 二郎君

事務総長 大池 眞君

十一月二十八日

委員井上良二君及び田中織之進君辞任につき、その補欠として浅沼稻次郎君及び土井直作君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

外務委員会委員の各派割当に関する件

法案の付託委員会に関する件  
決議案の取扱いに関する件  
本日の本会議の議事に関する件

○大村委員長 これより会議を開きます。  
まず外務委員会委員議長指名の件を議題といたします。各派の増員分の割当について、御協議願いたいと思ひます。

○大池事務総長 昨日ちよつと御報告いたしました。外務委員会が三十五名になりましたが、その割当は、民自党が二十、社会党が四、民九が三、共産党が三、民十が三、新政治協議会が二、それだけの割当に相なつております。その中で従来二十人のときに民九が一人共産党が一人お出しになりました、それを労働党に一、無所属に一と割当ておる関係で、それを差引きますと、三十五名になつたときは、民九が二になり、共産党も二になつて、民十が三、新政治が二、労働党が一、無所属が一、こういうぐあいに現在割当てております。そこでいまの割当通りにいたしますと、まだ割当らないところは、公正倶楽部と社革でございます。

従ひまして、いまの割当の結果、民自党が八名増加をいたし、社会党は二名増加をいたし、民九は一名増加をいたします。共産党は一名増加、民十は二名増加、新政治協議会が一名増加する、こういう結果に相なります。従つて問題は、各党派の増加分だけをお入れ願ひますと、社革並びに公正のない

ところはそのまま増加をいたしておられますが、その点を御協議願ひます。もしその方にも出るという先日來のお話の向きの話になりますと、どちらからそれだけを譲つていただくというごに相なります。

○土井委員 事務総長に伺いたいが、今かりに、他の党から社革並びに公正の方へ一名を割当るといふ場合において、社革並びに公正の方が割当超過の形になつて来るといふことがあります。

○大池事務総長 社革並びに公正の方にはありません。ありますのは、新政治協議会が現在一名出ておりますが、これが一名ふやされることによつて一人超過をいたしまして、新政治協議会の従来の常任委員から一人帰ることに相なります。

○土井委員 これは実はいわゆる大政の民自党に御相談申し上げるので、大体二十名の外務委員を民自党の方でとつておられるので、どうでしょう、社革、公正に各一名ずつ振り合ひをつけていただくように御配慮願ひませんか。

○石田(博)委員 けつこうです。  
○大池事務総長 社革と公正倶楽部の方では、今まで手一ぱいになつておるようであります。現在社革は五人であつて、常任委員会の兼務できないものを五つ持つておるようであります。公正も四つ持つておるようでありますから、それが一名ずつ民自党から譲られますと、どこかその一名分をほかから

出していただくという形になるようであります。

○土井委員 そうすると新たに外務委員会の勢力関係はどうなるか。  
○大池事務総長 民自党が十八人、社会党は四、民九が二、共産が二、民十が三、新政治協議会が二、労働が一、社革が一、無所属一、こういう形になります。

○佐竹晴記君 社革は民自党からいただいて、余つた分を民自党にお返しするのですね。  
○大池事務総長 そうでございます。

○大村委員長 ただいまの割当に基づきまして、各委員の指名を事務局の方に御申出を願ひたいと思ひます。それで本件は別に御発議がございませぬ。そのように決めます。

○北二郎君 実は私も無所属におるのであります。農林委員のごとでお願いしたいのであります。ただいま重大な食糧法が審議されておるのであります。委員外の発言を求めました。許してくだない実情にありますが、委員の交替を各派にお願いして、共産党の方で交替をしてやろう、こういうわけで、運営委員会の承認をしていただくかと思ひます。

○神山委員 私の方ではできるだけ北君の希望を生かすために、各派の御了解を得れば、食糧法の問題が委員会を上るまで、委員の一名を北君にお譲りしてもよろしいと思ひます。この点、でき

れば各派でも御協力願つて、一応北君に發言の機会を与えるようにお願いしたい。

○石田(博)委員 それは事務的に片づけてよいじゃないか。  
○大村委員長 この点は事務的に適當に御解決願ひたいと思ひます。

○大村委員長 それでは本日の議事日程の件を議題にいたします。  
○大池事務総長 私から御説明申し上げます。副議長の不信任案の件が本日、社会党の方から御提出になりましたが、ただいま〇Kの手続中でございます。まだ参りません。従つてこれは一応それがあるまで議題としてお預りをお願いしたいと思います。

次に決議案が、各派提案のもので東北振興に関する決議案、小笠原八十美君外六名提出、これは一昨日御協議が済みまして、各派協同に相なつております。それと漁業生産確保に関する決議案、これは井上良二君提出のものであります。これは各派協同提案にまとまりまして、小笠原八十美君ほか十名の御提出になるものにかわつてで

き上つております。この二案だけは各派協同にまとまりました。ほか石炭、飲業損失と、それから予防接種、供出米過当割当補正、この三つがまだ保留の形になつております。

○神山委員 東北振興の方ですが、これは私たちの方で修正案を小笠原君に申入れをしておるのです。第五項を削つていただければ共同提案に賛成であ

り、第六項を削つていただければ共同提案に賛成であ

り、第七項を削つていただければ共同提案に賛成であ

り、第八項を削つていただければ共同提案に賛成であ

り、第九項を削つていただければ共同提案に賛成であ

り、第十項を削つていただければ共同提案に賛成であ

る。それではなければ修正案を出したいと手続中ですが、これはどうなつておられますか。

○大池事務局長 修正案はOKが来ておりません。

○神山委員 できれば私の方で共同提案にしたい。提案者の御了解あれば延ばしていい。それからワクチンの方ですが、再々これは民自党にもお願いをして、できれば共同提案の形にして、われ／＼は趣旨弁明をしないように申入れをしておる。これは民自党の方はどうなつておりますか。

○石田(博)委員 何らの報告に接しません。

○神山委員 私ども広川幹事長、佐藤榮作君、周東先生にもお願いをしておる。それで中山女史でしたか、近藤君だつたから話があつて、社会党の山口シズエ君が趣旨弁明するなら同調していいと言つておる。私どもは問題は趣旨弁明にあるのではないから、これはどなたでもよいからごあつせん願ひたいと思ひます。

○石田(博)委員 承知いたしました。

○團田委員 わが党の持つておる法律案もお願ひします。

○石田(博)委員 石炭損失と農産生産の方は、なお議論しなければならぬ点が多いというのが、私の方の当該委員の話であります。従つてこれはすみやかに決議の趣旨を通すために、早く委員付託にした方が、事務的処理ができるように思ひます。

○團田委員 それでは付託にしてやりましょう。

の両決議案は委員会付託にいたしましたすみやかに進めることに御異議ありませんか。

○大村委員 それではそのように決めます。

○大池事務局長 本日の議事順序は、ただいま日程に上つております六件でございますが、日程第一は新炭需給調節特別会計法、これには反対がございませぬ。二、三は全会一致でございませぬ。第四から第六までの三件についてはやはり反対がございまして、その裏に討論者が載つてございまして、今日程に上つております六以外に、お手元に委員会審査終了見込みのものというのがございまして。そのうちの一番しるの国際観光事業の助成に関する法律案、これは共産党、労働党が反対になつております。それから漁業法案と漁業施行法案、これは上つております。社会党、共産党が反対でございまして。討論者はただいま砂間一良さんでございませぬ。

○松井(政)委員 私の方は佐竹新市君です。

○坪川委員 民主党の方は奥村又十郎君。

○團田委員 私の方は討論を保留しておきます。

○金子重直郎君 新政治協議会は討論を保留しておきます。

○岡田春夫君 労農は中原健次君。

○佐竹晴記君 社草は早川崇君に討論をお願いしたい。

○大池事務局長 それは漁業法案でありまして、その次に身体障害者福利法案、これは全会一致で通つております。

これは全会一致であります。社会党の前田榮之助君、共産党の伊藤憲一君、御二人から討論の通告が参つております。それから地方配付税の特令に関する法律案の一部改正、これが上つております。これは社・共が反対でありまして、反対討論の通告者として、ただいま砂間一良君から参つております。それだけ五件が上つております。それ以外にきよう緊急上程をしてもいいというのに、地方配付税の次に刑事訴訟法案も上る見込みになつております。それから大蔵委員会の所得税法以下三件これが場合によれば上る、これは税関係ですから急いでやることになつております。それだけの予定になつております。

○石田(博)委員 議事進行に關してであります。取扱いは順番に、一々やつて行くとして、およその心組みとして、きようは御承知のごとく、法律案が非常に山積しておる。そこへもつて来て大蔵委員会から上る税関関係の三法案、これはやはり本国会のおもな目的の一つでありますので、すみやかに参議院に回付する責任がありますから、上れば必ず今日のうちにやつていただきますと思ひます。それらの状態を勘案いたしまして、討論等をできるだけ整理する。そしてどうしてもやらなければならぬものについて、反対、賛成一人くらいに抑えて行く。そういうぐあいに、整理して行かないと、きようの本会議の進捗は望めないと思ひますので、そういう大体の心組みを一応決めてやつて行きたいと思ひます。

○淺沼委員 石田君の言うように、整理して行くことも、一つの発案だと思ひますが、それより案件について何分々々

ときめて行けば、案外時間を要しない点があると思ふ。両方の意味を含めながら、心組みはそういうことにしてやつて行きたい。

○神山委員 石田君の意見に、こまかく言うのではないが、きよう上る法案は重要なものがある。たとえば漁業法案のごときは、重要法案である。従つて初めから石田君の言うように、時間を制約して行くという行き方ではなく、発言を最大限に確保することが必要だと思ふ。

○大村委員 速記を中止して懇談に入ります。

○大村委員 速記を始めてください。運営委員会は、休憩にいたします。

午後一時六分休憩

午後三時開議

○石田委員 速記を始めてください。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○土井委員 これでは休前に御用事で欠席中でありまして、かわつて委員長の席を汚すことを御了承願ひます。

ただいま提出されております別府国際観光文化都市特別設置法案を議題にいたします。

○土井委員 これは観光特別委員会の方に回付して、御審議を願うようにおはからい願ひます。

○土井委員 土井君の御説に賛成であります。そしてその場合不都合があれば、建設委員会と合同審査なり並行審査をしていただくことにして、私は観光特別委員会に回付することに賛成いたします。

と云つて行けば、案外時間を要しない点があると思ふ。両方の意味を含めながら、心組みはそういうことにしてやつて行きたい。

○神山委員 石田君の意見に、こまかく言うのではないが、きよう上る法案は重要なものがある。たとえば漁業法案のごときは、重要法案である。従つて初めから石田君の言うように、時間を制約して行くという行き方ではなく、発言を最大限に確保することが必要だと思ふ。

○大村委員 速記を中止して懇談に入ります。

○大村委員 速記を始めてください。運営委員会は、休憩にいたします。

午後一時六分休憩

午後三時開議

○石田委員 速記を始めてください。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○土井委員 これは休前に御用事で欠席中でありまして、かわつて委員長の席を汚すことを御了承願ひます。

ただいま提出されております別府国際観光文化都市特別設置法案を議題にいたします。

○土井委員 これは観光特別委員会の方に回付して、御審議を願うようにおはからい願ひます。

○土井委員 土井君の御説に賛成であります。そしてその場合不都合があれば、建設委員会と合同審査なり並行審査をしていただくことにして、私は観光特別委員会に回付することに賛成いたします。

○石田委員 他に御発言はありませぬか。

○石田委員 速記を始めてください。それでは別府国際観光特別都市設置法案を観光特別委員会に回付することに決定いたします。

○石田委員 速記を始めてください。それでは別府国際観光特別都市設置法案を観光特別委員会に回付することに決定いたします。

○石田委員 速記を始めてください。それでは別府国際観光特別都市設置法案を観光特別委員会に回付することに決定いたします。

○大池事務局長 事務的には御反対のある法律案は起立採決の用意をしておりますので、特にその中で記名投票をもつて採決せよという御要求のものがあれば、その場でなしにあらかじめ伺ひしておけば、その準備ができますので……

○土井委員 事務局長にお伺ひしますが、この議事の取扱いの面において、所得税法の関係はもう上りましたか。

○大池事務局長 午後から討論をして上げたいと言つております。

○土井委員 これと新炭、この二つを記名投票にしたらどうですか。

○土井委員 私の方では土井委員の申されました二つのほかに、ただいま御審議を願つております漁業法と漁業施行法について、記名投票していただきたいという強い要望があります。

○倉石委員 採決の方法については、ただいま土井君の述べられた御意見にわれ／＼は賛成いたします。

○権藤委員 それに賛成。

○石田委員 ちよつと速記をとめてください。

○石田委員 速記を始めてください。それでは記名投票をもつて採決を行うものは、新炭特別会計と所得税の一

○石田委員 速記を始めてください。それでは記名投票をもつて採決を行うものは、新炭特別会計と所得税の一

○石田委員 速記を始めてください。それでは記名投票をもつて採決を行うものは、新炭特別会計と所得税の一

部改正、それから物品税は起立採決、織物税は全会一致ということに決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○石田委員長代理 さよう決定いたします。

○大池事務総長 それから副議長の不信任決議案が出ておりますが、OKが参りましたので、これが取扱いについて一応御協議を願いたいと思っております。

○石田委員長代理 それでは岩本副議長不信任案の取扱いを議題にいたします。

○推熊委員 わが党は、こんな条理の不徹底な決議案は上程することに反対です。

○土井委員 これはわが党から提案されておることでございますが、過般の議場における副議長の処置は、はなはだ遺憾な点が多い点からして、ぜひこれはすみやかに上程していただくようお願いいたします。

○土橋委員 私の方でも過般の議事運営に関しては、副議長に全般的な責任があると考えております。当日の晩の副議長のいろいろなお話によつても、遺憾の意を表明されておりましたし、昨日の運営委員会においても御説明があつたのでありますが、われわれは社会党のこの決議の趣旨を了解し、ぜひ上程されたいと思つております。

○竹山委員 私の方は上程することに反対であります。

○五井委員 私の方も直接の被害者として、ぜひ上程していただきます。

○石田委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○石田委員長代理 速記を始めてください。

岩本副議長に対する不信任案の取扱いは、各派御協議の上、場内において御交渉願います。なおその間における副議長の執務の問題に関しても、同様場内における交渉に移し、その結果によつて必要が生じた場合は運営委員会を開くことに決定いたします。

一応これにて散会いたします。  
午後三時二十分散会。

昭和二十五年一月二十五日印刷

昭和二十五年一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所